

広島県耐震改修促進計画（第4期計画）（案）【概要】

参考資料

計画の概要

（１）目的・位置付け

県内の住宅・建築物の耐震化の促進を図り、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。耐震改修促進法の規定に基づく法定計画として、本県の総合計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」に掲げるあるべき姿の実現を目指し策定する。

（２）基本方針等

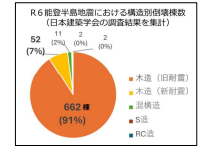
基本方針	安全・安心なまちづくりに向けた住宅・建築物耐震化の促進 ～災害死ゼロの実現を目指して～			
目指す姿	所有者への様々な支援や環境整備等を効果的かつ効率的に行うことで、住宅・建築物の耐震化が促進されています			
目標値	区 分	実績 (R7年度末)	目標値 (R12年度末)	【参考】 国目標値
	①大規模建築物	92.7% (255/275棟)	98.2% (270/275棟)	概ね解消 (R12年度末)
	②広域緊急輸送道路沿道建築物	54.0% (149/276棟)	63.4% (175/276棟)	60% (R12年度末)
	③住宅	87.4% (108.0/123.5万戸)	92.0% (113.5/123.3万戸)	概ね解消 (R17年度末)

※ 実績、目標値及び【参考】国目標値欄における%値については、①・②：耐震性不足解消率、③：耐震化率を示す。

（３）計画期間 令和8年度～令和12年度〔5年間〕

社会経済情勢の変化

- ◆ 南海トラフ巨大地震における発生確率及び被害想定の見直しや甚大な被害をもたらす地震の頻発化
- ◆ 旧耐震の建築物は、建替等の目安である築45年以上が経過
- ◆ 資材の高騰や人手不足等に伴う建設費の高騰
- ◆ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示）の改正
 - ・耐震化の目標の見直し ・高齢者向け住宅融資制度の創設 ・緊急輸送道路沿道マップ作成及び普及 等



現状と課題

項 目	現 状	課 題
広域緊急輸送道路沿道建築物	◆補助制度を活用しても自己負担が多いことやテナント・入居者との調整が難航するなど所有者以外の事情により耐震改修等の実施に至っていないものが多い	◆所有者が置かれた状況を把握するとともに、個別の事情に応じた効果的な働きかけや必要な支援を行う必要がある
住 宅	◆耐震診断の実施率が約1.5%、その後に耐震改修工事等に進む割合が約10%と全国平均に比べて低い ◆耐震性の不足が判明しても耐震改修を実施しない事例が多く、支援制度の活用が十分に進んでいない ◆所有者のうち約8割が高齢者であり、耐震改修への意欲が乏しい	◆耐震診断から耐震改修まで行いやすい環境を整備する必要がある ◆所有者がより利用しやすい支援制度に拡充していく必要がある ◆所有者だけでなく身近な関係者等への意識啓発に取り組む必要がある

耐震化促進のための施策及び体制（赤字箇所：新規取組）

施策の方向性

- 耐震診断義務付け対象建築物については、耐震改修実施率が目標値と大きく乖離している広域緊急輸送道路沿道建築物について重点的に取り組む
- 住宅については、耐震診断実施率の向上及び耐震診断から耐震改修へのスムーズな移行のための環境整備など、これまでの取組を発展させ重点的に取り組む

全般事項

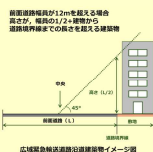
- ① 相談体制の整備や情報提供の充実
 - ▷パンフレット等の作成・配布
 - ▷セミナー・講習会の開催
 - ▷ホームページ等による情報提供（工法・費用等）の充実
 - ▷SNS等多様な媒体を活用した情報提供 等
- ② 関係団体との連携等による普及啓発
 - ▷耐震診断・改修を担う人材の育成
 - ▷技術力向上のための講習会の開催
 - ▷低コスト工法の情報提供・セミナーの開催 等

多数の者が利用する建築物

- 地震により倒壊した場合、多くの利用者や居住者等が被害を受けることになる、多数の者が利用する建築物について、耐震化の促進に向けた取組を進める
- ③ 市町の補助制度の継続、創設の検討
 - ▷耐震診断・改修への支援制度の継続・創設の検討
- ④ 計画的な耐震化に向けた指導
 - ▷所有者に対する耐震改修促進法に基づく指導、指示等の実施
- ⑤ 所有者等への意識啓発
 - ▷相談窓口の充実、セミナー等の開催

重点 広域緊急輸送道路沿道建築物

- ⑥ 対象建築物の耐震化に向けた意識啓発・指導
 - ▷意向調査を行うとともに必要に応じて耐震化への指導等の実施
 - ▷建物別カルテの作成
 - ▷建築物ごとの課題・必要な支援の明確化
 - ▷沿道耐震化状況マップの周知
- ⑦ 公表した耐震化状況の更新
 - ▷早期の耐震改修等の実施につなげるため、公表している耐震化の取組状況を適宜更新
- ⑧ 民間建築物の耐震改修への支援
 - ▷耐震改修工事等の補助制度の継続
 - ▷建築物ごとの課題解消に向けた必要な支援の検討



大規模建築物

- ⑨ 対象建築物の耐震化にむけた指導
 - ▷意向調査を行うとともに必要に応じて耐震化への指導等の実施
- ⑩ 公表した耐震化状況の更新
 - ▷早期の耐震改修等の実施につなげるため、公表している耐震化の取組状況を適宜更新
- ⑪ 民間建築物の耐震改修への支援
 - ▷耐震改修工事等の補助制度の継続

防災業務等の中心となる建築物

- ⑫ 計画的な耐震化に向けた指導
 - ▷施設管理者等へ耐震化に向けた計画の進捗確認を行うとともに、早期の耐震化着手への指導の実施

重点 住宅

- ⑬ 支援制度の継続・拡充への支援
 - ▷住宅の耐震化に向けた市町との広島県住宅耐震化促進支援制度の継続
 - ▷アクションプログラムの策定
 - ・戸別訪問等による直接的な働きかけ等の取組
 - ▷広島県住宅耐震化促進支援制度の拡充
 - ・「リ・バース60」を活用した耐震改修融資
 - ・国の補助制度を踏まえた支援の検討
- ⑭ 所有者への意識啓発
 - ▷ホームページやパンフレット等を活用した有益な情報の提供
 - ・耐震化の必要性や効果、手続、改修事例、費用及び支援制度等を分かりやすく掲載したパンフレットの作成・所有者等への配布
- ⑮ 耐震化を促進するための環境整備
 - ▷耐震診断を行いやすい環境の整備
 - ▷耐震診断から耐震改修へ繋げるための支援
 - ▷耐震診断士等と施工業者の連携強化
 - ▷低コスト工法の普及啓発

その他の施策

- 1 建築物の総合的な安全対策
 - ・ブロック塀等の安全対策
 - ・窓ガラス、外壁タイル等の落下防止対策
 - ・屋根瓦の脱落防止対策
 - ・エレベーター・エスカレーターの安全対策
 - ・家具の転倒防止 等
- 2 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策
 - ・がけ地近接等危険住宅移転事業
 - ・建築物土砂災害対策改修事業 等

計画の推進に向けて

- 1 役割分担
 - ・県、市町、建築関係団体、所有者等の役割
- 2 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携
 - ・耐震改修促進法による指導・助言等の実施
 - ・建築基準法による勧告又は命令等の実施
- 3 その他の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項
 - ・市町が定める耐震改修促進計画
 - ・建築関係団体等との連携